

議案第40号

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月11日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例（平成20年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(11) 人権施策の推進に関すること。

第5条第8号を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(審議資料)

人権施策の推進について、自治組織、市民参画などとの連携をさらに深めるため、総務部に所管を変更するよう、所要の改正を行うもの。